



平成30(2018)年度 第5号
 りんぼかん
隣保館だより
 発行責任者 豊後大野市隣保館
 〒879-6441
 豊後大野市大野町田中 74 番地 1
 TEL 0974-34-3603

こんにちは、隣保館です

大分県では8月を差別をなくす運動月間と定め、様々な啓発事業が行われました。

豊後大野市においても8月17日、18日に「差別をなくす市民のつどい 講演会」を4会場（三重町、緒方町、朝地町、犬飼町）で開催しました。

ヒューマンバンド「熱と光」の宮崎保さんによる歌を交えながらの講演は、あっという間に時間が過ぎました。

宮崎さんは高校生の頃に、自分の母親に対してひどい言葉を投げかけてしまい、謝罪のために「俺の心」という歌をつくりました。参加者の中にはこの歌を聴いて涙する人もいました。

「差別をされても死ぬな。死ねば差別に負けたことになる。何もしなくてもいい。生きることが差別と闘うことだ。」という言葉が心に残りました。



インターネット上の部落差別

2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律ができた背景には、インターネット上での部落差別が要因としてあります。

ちょっと分からないことを調べるのにインターネットは便利です。しかしインターネット上の情報がすべて正しいものとは限りません。

部落差別について知ろうと検索すると、ネガティブな情報や間違っただ情報が上位に表示され、正しい情報は下位に表示されています。

部落差別について知らない人や無関心な人が、この誤った情報に接したらどうなるでしょうか。ウソを真実と信じ込み、部落差別に対しての「無理解」や「無関心」がさらに大きくなり、現実社会での差別がエスカレートすることにつながります。実際に差別ハガキが送られてきて、このことを公表すると、「自作自演」だと、さらにインターネット上で叩かれるという事例もあります。

また、ネット上では現実社会では許されない差別発言が何のおとがめもなしで掲載されており、無限に拡散され続け、残り続けていきます。削除することも困難な状況です。

本年6月に人権・部落差別解消推進課が「インターネット上の差別って？」という文書を全戸に配布しています。今一度読んでいただいて、正しいルールと知識を身につけ、人権尊重の意識をもって、インターネットを利用しましょう。

出前隣保館から



8月の出前隣保館は「差別をなくす運動月間」期間中ということで、人権学習を行いました。

DVD「光射す空へ」を視聴し、石川啓発指導員の講話とまとめ、参加者との意見交換を行いました。

「光射す空へ」は部落差別、LGBT、若年性認知症といった様々な人権課題に焦点を当てた作品で、「正しい知識と理解」、「多様性の受容と尊重」の大切さを描いています。

意見交換では、「周囲に知ってもらうことが大切だが、理解を得ることが難しい」というご意見をいただきました。

まとめ、意見交換より（一部抜粋）

○部落差別に関して、残念ながら個々で判断されないことがある。「あそこの人は怖い」と言うが、どんなことがあったのか聞くと具体例はない。

○差別しない人の方が多い。しかし、「差別をなくそう」と言う人は少ない。今後は、少しでも差別をなくそうとする人が増えて、次につなげて行ってほしい。

○LGBTの問題において困ることに「トイレ」がある。理解していない人が多い。トイレを使いやすいように作るとよいが、お金が掛かる。

○お互いに認め合って、共に生きていくことが大切。

隣保館運営審議会を開催しました

7月27日に平成30年度隣保館運営審議会を開催しました。冒頭、市長より新たに委員になった4名の方に委嘱状が交付されました。

議事では、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、豊後大野市隣保館条例の改正について審議を行い、すべて承認されました。

委員より隣保館だよりについて、「隣保館主催の人権学習会での意見を掲載すると相乗効果がでるのでは」、「若い方は部落差別問題を知らないことが多いので、予算面もあるが全戸に配布することが啓発につながるのではないか」とのご意見をいただきました。

また、運営審議会終了後に「インターネット上の部落差別」について、学習会を行いました。

この審議会での決定に基づき、人権・部落差別問題の速やかな解決をめざすための拠点施設として活動していきます。



9月の行事予定



11日（火）料理教室（9時30分～） 26日（水）出前隣保館合同交流会

12日（水）絵手紙教室（19時～） （10時～）

19日（水）実用書道教室（19時～） 21日（金）手編み教室（19時～）